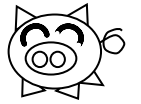


生命保険金と相続の話 ～遺産分割と遺留分について～

令和元年 7月 作成



人が死亡した場合、その死亡した人が被保険者となる生命保険金に加入していた場合には、その契約により死亡保険金が支払われます。以前にコラム No. 026 で生命保険金の課税関係についてお話ししました。今回はこの**生命保険金が相続においてどのように取り扱われるのか**についてお話ししたいと思います。

被保険者が死亡すると、保険会社から保険金が、保険契約上の受取人に支払われます。この**保険金は保険会社との契約により支払われる**お金であり、**お亡くなりになった方の相続財産に含まれない**とされています。従って、原則として、**遺産分割協議の対象になりません**。相続財産ではないということは、**遺留分の計算の基礎ともされません**。

一方で、受取保険金相当額の現金等を遺言書で特定の相続人へ遺贈した場合には、その現金等は遺留分（コラム No. 015 参照）の計算の基礎となることから、遺留分の減殺請求をされると遺言者の意図を実現できなくなる恐れがあります。そのような懸念がある場合には、**遺言書に代えて保険金を一時払うことにより、ほぼ同額の保険金が支払われるような生命保険契約を利用することにより遺留分の計算の基礎としないことができるのです**。

どのようなケースに活用できるかという点、以下のようなケースが考えられます。

相続財産：①被相続人の自宅 2,000 万円、②被相続人が経営する会社の株式 2,000 万円
③現金 1,000 万円、遺産総額 5,000 万円

相続人：長男 A（会社の役員、自宅で同居）、次男 B（会社には関与していない）

父親としては同居し、会社と一緒に経営している長男へ自宅と会社の株式は相続させたいと考えています。もしも**遺言書ですべての財産を長男へ相続させるとした場合**、次男は 2,500 万円×1/2=1,250 万円の遺留分を有し、長男が**次男から遺留分の減殺請求を受けた場合、相続した現金 1,000 万円では支払いが足りなくなります**。そこで、**現金 1,000 万円で加入でき、受取保険金が 1,000 万円である生命保険に受取人を長男に指定し加入するとどうなるでしょうか。現金 1,000 万円は相続財産ではなくなることから次男の遺留分は（遺産総額 4,000 万円）×1/2×1/2=1,000 万円**となります。**この場合、仮に長男が次男から遺留分減殺請求を受けたとしても受け取った生命保険金の 1,000 万円ですら十分に支払いに充てることができます**。

生命保険証書
○○○・・・
△△・・・
□□□生命保険会社

このように、生命保険金を利用すると、遺言書ではできない相続の形式を実現できる場合があります。気を付けなければならないのは、保険金の受取人を次男に指定してしまうと、次男は相続財産を一切受け取っていないことになり、もし次男が遺留分の減殺請求を行うと長男は 1,000 万円分の遺留分の支払い債務を何とかして次男へ支払う必要があるもので、保険金の受取人の指定には十分に配慮する必要があります。

ただし、**この保険金の取り扱いにも例外的な考え方**があります。例えば、**父親の財産が、現金 5,000 万円であった場合、その全額を受取人が長男である生命保険に加入したとします**。そうすると、**父親が亡くなった時に遺産がないことになってしまい、次男が相続すべき相続分が無くなってしまいます**。このような場合には**例外的に受け取った生命保険金が遺留分の対象になるという判例があります**ので注意が必要です。